

第
4551
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月20日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅取得等資金の贈与の非課税枠が拡大

Q：今年から住宅取得等資金の贈与の非課税枠が拡大されたそうですが、どのようなのですか？

A：1,500万円まで非課税となりました。

【解説】

住宅取得等資金の贈与の非課税制度とは、平成21年1月1日から平成26年12月31日までの間に贈与により取得した住宅取得資金について、一定の金額を非課税とする制度で贈与を受ける者の合計所得金額が2,000万円以下の場合に適用があるものです。

平成23年までは非課税限度額が1,000万円でしたが、平成24年からは、次のように拡充が図られています。

①省エネ、耐震性を備えた良質な住宅用家屋

平成24年中の贈与・・・1,500万円

平成25年中の贈与・・・1,200万円

平成26年中の贈与・・・1,000万円

※東日本大震災で住宅用家屋が滅失した者は1,500万円

②①以外の住宅用家屋

平成24年中の贈与・・・1,000万円

平成25年中の贈与・・・700万円

平成26年中の贈与・・・500万円

※東日本大震災で住宅用家屋が滅失した者は1,000万円

なお、この制度は増改築や中古住宅を取得してリフォームした場合にも適用がありますが、この場合には、中古住宅が適用要件を満たす住宅である必要があります。

